

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年7月24日
【発行者名】	森ヒルズリート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 磯部英之
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【事務連絡者氏名】	森ビル・インベストメントマネジメント株式会社 企画部長 金澤良介
【電話番号】	03-6234-3234
【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	森ヒルズリート投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 772,773,120円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年7月12日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2018年7月24日開催の役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (15) 手取金の使途

#### 第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

## (3)【発行数】

(訂正前)

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当口数		5,920口	
払込金額		798,477,760円(注)	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 飯田 浩一	
	資本金の額（2018年3月31日現在）	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。	
	大株主（2018年3月31日現在）	株式会社みずほフィナンシャルグループ（95.8%）	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数（2018年1月末日現在）	1,124口
	取引関係	一般募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。）の共同主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 払込金額は、2018年6月26日（火）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算定した見込額です。

(訂正後)

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人与割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当口数		5,920口	
払込金額		772,773,120円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 飯田 浩一	
	資本金の額(2018年3月31日現在)	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。	
大株主(2018年3月31日現在)		株式会社みずほフィナンシャルグループ(95.8%)	
本投資法人与の関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数(2018年1月末日現在)	1,124口
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。)の共同主幹会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注)の全文削除

## (4)【発行価額の総額】

(訂正前)

798,477,760円

(注) 上記の発行価額の総額は、2018年6月26日(火)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算定した見込額です。

(訂正後)

772,773,120円

(注)の全文削除

## (5)【発行価格】

(訂正前)

未定

(注) 発行価格は、2018年7月24日(火)から2018年7月26日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

(訂正後)

130,536円

(注) 発行価格は、2018年7月24日(火)(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定されました。

## (15)【手取金の使途】

(訂正前)

本第三者割当における手取金上限(798,477,760円)は、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金(15,969,555,200円)と併せて、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 運用状況 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において「取得予定資産」といいます。)の取得資金及びその取得費用の一部に充当します。なお、残額があれば手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注) 上記手取金は、2018年6月26日(火)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算定した見込額です。

(訂正後)

本第三者割当における手取金上限(772,773,120円)は、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金(15,455,462,400円)と併せて、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 運用状況 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において「取得予定資産」といいます。)の取得資金及びその取得費用の一部に充当します。なお、残額があれば手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注)の全文削除

## 第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### オーバーアロットメントによる売出し等について

（訂正前）

- (1) 本投資法人は、2018年7月12日（木）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口118,400口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である森ビル株式会社（以下「指定先」ということがあります。）から5,920口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社に借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から2018年8月17日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた本投資口は、その口数のすべてが借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

（訂正後）

- (1) 本投資法人は、2018年7月12日（木）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口118,400口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である森ビル株式会社（以下「指定先」ということがあります。）から借り入れる本投資口5,920口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社に借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、2018年7月27日（金）から2018年8月17日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた本投資口は、その口数のすべてが借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）